

2024年9月20日

各位

会社名 リガク・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 川上 潤
(コード番号: 268A 東証プライム市場)
問合せ先 最高財務責任者 三木 晃彦
(TEL. 03-5312-7079)

株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2024年9月20日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所プライム市場への上場に伴い、下記のとおり当社普通株式の売出しを実施することを承認する旨決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 引受人の買取引受けによる売出しの件

(1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 89,128,000株

かかる売出株式数のうち、引受人の買取引受けによる日本国内における売出し（以下「引受人の買取引受けによる国内売出し」という。）に係る売出株式数は37,879,400株、米国及び欧州を中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（以下「海外売出し」といい、引受人の買取引受けによる国内売出しと合わせて「本件売出し」と総称する。）に係る売出株式数は51,248,600株の予定であるが、最終的な内訳は、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（2024年10月17日）に決定される予定であり、その承認については当社代表取締役に一任する。売出株式数については、今後変更される可能性がある。

(2) 売出人及び売出株式数 ① 引受人の買取引受けによる国内売出し

Atom Investment, L.P. 19,035,500株

志村晶 18,843,900株

② 海外売出し

Atom Investment, L.P. 51,248,600株

(3) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。

① 引受人の買取引受けによる国内売出し

売出価格での一般向け国内売出しとし、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、株式会社SBI証券、BofA証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社を引受人として、引受人の買取引受けによる国内売出し分の全株式を引受価額（売出人が引受人より1株当たりの買取金額として受け取る金額）で総額連帯買取引受けさせる。引受人

の買取引受けによる国内売出しが中止された場合には、海外売出しも中止されるものとする。

② 海外売出し

海外売出しについては、J.P. Morgan Securities plc、Merrill Lynch International、Morgan Stanley & Co. International plc及びNomura International plcを共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナー（共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーの記載順はアルファベット順による。）とする海外引受会社を引受人として、海外売出し分の全株式を引受価額で総額個別買取引受けさせる。海外売出しが中止された場合には、引受人の買取引受けによる国内売出しも中止されるものとする。

③ 引受人の買取引受けによる国内売出し及び下記2. のオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社は、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社、大和証券株式会社、BofA証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社であり、当社普通株式を取得しうる投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び大和証券株式会社が共同で行うものとする。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、大和証券株式会社、BofA証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社が共同で行うものとする。

④ 本件売出し及び下記2. のオーバーアロットメントによる売出し（これらを合わせて、以下「グローバル・オフリング」と総称する。）のジョイント・グローバル・コーディネーターは、BofA証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、Morgan Stanley & Co. International plc及び野村證券株式会社とする（ジョイント・グローバル・コーディネーターの記載順はアルファベット順による。）。

- | | |
|------------------------|--|
| (4) 売 出 価 格 | 未定（2024年10月9日に開催予定の取締役会において承認される仮条件をもとに、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日（2024年10月17日）に引受価額と同時に決定される予定であり、その承認については当社代表取締役に一任する。） |
| (5) 申 込 期 間
(国 内) | 2024年10月18日（金曜日）から
2024年10月23日（水曜日）まで |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 100株 |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 2024年10月25日（金曜日） |
| (8) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (9) | 前記各項を除くほか、本件売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後開催予定の取締役会において承認し、その他本件売出しに必要な一切の事項については、当社代表取締役に一任する。 |
| (10) | 前記各項のうち、引受人の買取引受けによる国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 |

2. オーバーアロットメントによる売出しの件

(1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 13,369,200 株 (上限)

(売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2024年10月17日)に決定される予定であり、その承認については当社代表取締役に一任する。)

(2) 売出人及び売出株式数 野村証券株式会社 13,369,200 株 (上限)

(3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け国内売出しとする。

(4) 売 出 価 格 未定(上記1.における売出価格と同一とする。)

(5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一とする。

(6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。

(7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一とする。

(8) 前記各項を除くほか、オーバーアロットメントによる売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後開催予定の取締役会において承認し、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項については、当社代表取締役に一任する。

(9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、引受人の買取引受けによる国内売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止される。

3. 当社が指定する販売先に対する親引けの件

当社は、引受人の買取引受けによる国内売出しの引受人に対し、引受人の買取引受けによる国内売出しの売出株式数のうち取得金額 300 百万円に相当する株式数を上限として、当社グループの従業員への福利厚生を目的に、リガクグループ従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定である。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)である。

【ご参考】

1. 株式売出しの概要

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 引受人の買取引受けによる売出し 89,128,000 株
(引受人の買取引受けによる国内売出し 37,879,400 株、海外売出し 51,248,600 株。最終的な内訳は、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日 (2024年10月17日) に決定される。)
オーバーアロットメントによる売出し 上限 13,369,200 株 (※)
- (2) 需要の申告期間 2024年10月10日 (木曜日) から
(国 内) 2024年10月16日 (水曜日) まで
- (3) 売出価格決定日 2024年10月17日 (木曜日)
(売出価格は、仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で決定される。)

- (4) 申 込 期 間 2024年10月18日 (金曜日) から
(国 内) 2024年10月23日 (水曜日) まで

- (5) 株 式 受 渡 期 日 2024年10月25日 (金曜日)

- (※) オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受けによる国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、野村証券株式会社が行う日本国内における売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社の株主である Atom Investment, L.P. 及び志村晶 (以下「貸株人」と総称する。) より借り入れる当社普通株式 13,369,200 株 (上限) (以下「借入株式」という。) であります。これに関連して、貸株人は、野村証券株式会社に対して、13,369,200 株を上限として、2024年11月22日を行使期限として、その所有する当社普通株式を追加的に取得する権利 (以下「グリーンシューオプション」という。) を付与する予定であります。

また、野村証券株式会社は、上場 (売買開始) 日 (2024年10月25日) から2024年11月20日までの間 (以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社、大和証券株式会社、BofA 証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社と協議の上、借入株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け (以下「シンジケートカバー取引」という。) を行う場合があります。

なお、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社、大和証券株式会社、BofA 証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又はオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。シンジケートカバー取引により買い付けられ、返却に充当される当社普通株式の株式数が、借入株式の株式数に満たない場合、不足する株式数については野村証券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより、貸株人への返却に代えることといたします。

2. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

中長期の経営視点から成長投資の推進と財務健全性の確保とのバランスを考慮しつつ、各期の業績に応じて株主への配当を実施していくことを、資本政策の基本的な方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金は、借入金の返済と事業基盤拡充のための設備投資資金、新規製品創出のための研究開発投資資金等に充当するほか、M&Aをはじめ、中・長期的な視野に立った新たな成長事業領域への展開を目指す資金として有効に活用してまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

現在は借入金債務の圧縮の観点から配当を行っておりませんが、上場後においては、各期の業績に応じて株主への配当を実施していくとともに、配当性向は当期連結利益の30%を目処とし、その水準の維持と向上に努めてまいります。

(4) 過去の3決算期間の配当状況（単体）

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△3,950.84円	△21.35円	8.74円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－%	－%	－%
自己資本当期純利益率	－%	－%	4.0%
純資産配当率	－	－	－

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。なお、当社は、2024年6月20日開催の取締役会決議により、2024年7月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。2022年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

また、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、2021年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2021年12月期の数値については、PwC Japan 有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△19.75円	△21.35円	8.74円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)

2. 1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を行っていないため記載しておりません。

3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を（期首自己資本+期末自己資本）÷2で除して算出しております。なお、2021年12月期及び2022年12月期の自己

資本当期純利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 2021年12月期はLB0ローン借入のためのアレンジメントフィーや買収のための調査費用が計上されたことにより、2022年12月期はLB0ローン金利の支払及び借換えに伴うアレンジメントフィーの支払等により当期純損失を計上しました。
5. 当社は2020年12月7日に設立されました。2021年12月期は2020年12月7日から2021年12月31日までの12ヶ月と25日となっております。

3. ロックアップについて

グローバル・オフリングに関連して、売出人及び貸株人である Atom Investment, L.P. 及び志村晶、当社の株主である川上潤、渡邊好章、尾形潔、池田俊幸、大神田等、真田佳幸、長戸孝司、宮島孝行、平塚俊治、林利昭、三木晃彦、和田高広、内田憲孝、池下昭弘、桜井和彦、若佐谷賢治、佐藤真一、横溝陽一及び村上隆並びに当社の新株予約権者である Kent Heath、Jeff Li、表和彦、四ヶ所昭彦、北浦二朗、Thomas Rabaut、Adrian Jones、Mathias Meyer、Michael Hippler、Markus Kuhn、Thomas van Elzakker、Adam Chong、Sam Chao、Mel Kitagawa、Paul Edmiston、Licai Jiang、Robert Bartek、Mark Benson、Ladislav Pina、Peter Oberta、Doron Reinis、廣瀬光雄、Robert Jan Stienissen、神澤裕、ANDREA KNOBLICH、田口倫彰及び江端貴子は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2025 年 4 月 22 日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の譲渡又は処分等（ただし、上記 1. の引受人の買取引受けによる売出し、上記 2. のオーバーアロットメントによる売出しのための当社普通株式の貸渡し及びグリーンシューオプションの行使に基づく当社普通株式の売却等を除く。）を行わない旨を約束する書面を 2024 年 10 月 17 日付で差し入れる予定であります。

また、グローバル・オフリングに関連して、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨を約束する書面を 2024 年 10 月 17 日付で差し入れる予定であります。

さらに、グローバル・オフリングに関連して、当社の株主及び親引け先であるリガクグループ従業員持株会に対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び引受人の買取引受けによる国内売出しの共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の譲渡又は処分等を行わない旨を約束する書面を差し入れるよう要請を行う予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該約束の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社普通株式の割当を受けた者（リガクグループ従業員持株会及び川上潤）及び当社新株予約権の割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

4. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及び委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「2. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を
約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。